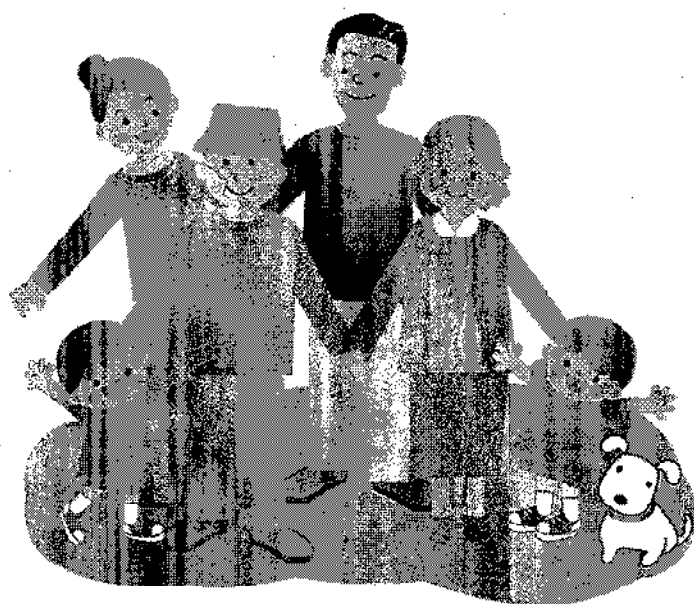


# 「養老地域自治町民会議」

## 設立総会



日時 令和4年 1月22日 (土)  
午後2時～

場所 中央公民館 中ホール



## 養老地域自治町民会議設立総会 出席者名簿

(来 賓)

養老町長	大橋 孝 様
岐阜県議会議員	村下 貴夫 様
養老町議会議員	吉田 太郎 様
養老町議会議員	小寺 光信 様
養老町議会議員	清水 由美子 様
総務部長	川口 智也 様
総務部企画財政課長	尾前 眞理 様
総務部企画財政課課長補佐	伊藤 良彦 様

No.	団体名	氏名	専門部会	備考
1	沢田上町区	酒井 敬	防犯・防災・環境・美化	
2	沢田下町区	近藤 定好	防犯・防災・環境・美化	
3	沢田本郷区	長井 鐘一郎	総務・商工	
4	桜井区	大橋 唯史	健康・福祉	
5	五日市区	吉田 恵	総務・商工	
6	上方区	大橋 紀元	総務・商工	
7	竜泉寺区	西脇 敏郎	防犯・防災・環境・美化	
8	喜勢区	野村 嘉保	防犯・防災・環境・美化	
9	石畑区	他田 明雄	防犯・防災・環境・美化	
10	柏尾区	細川 重正	防犯・防災・環境・美化	
11	柏尾新田区	高木 俊司	健康・福祉	
12	養老白石区	鈴木 美義	防犯・防災・環境・美化	
13	養老公園区	吉田 裕一	健康・福祉	
14	養老区	東 真佐利	防犯・防災・環境・美化	
15	新高林区	山本 重孝	防犯・防災・環境・美化	
16	京ヶ脇区	渡邊 誠	総務・商工	
17	明德区	若山 善和	防犯・防災・環境・美化	
18	松栄町区	近藤 剛	健康・福祉	
19	公民館	野村 亮温	総務・商工	
20	自治会館	安藤 淳一	総務・商工	

No.	団体名	氏名	専門部会	備考
21	女性防火クラブ	大橋 園子	防犯・防災・環境・美化	
22	消防団第2分団	川瀬 博喜	防犯・防災・環境・美化	
23	鳥獣被害防止対策協議会	鈴木 美義	防犯・防災・環境・美化	
24	交通安全協会	細川 貞夫	防犯・防災・環境・美化	
25	商工会	吉田 太郎	総務・商工	
26	観光協会	中村 一	総務・商工	
27	農業委員会	鈴木 定男	防犯・防災・環境・美化	
28	農事改良組合	澁谷 雅之	防犯・防災・環境・美化	
29	J A西美濃養老中支店	田中 太一	総務・商工	
30	民生児童委員	高木 もとえ	健康・福祉	
31	社会教育委員	山内 智音	健康・福祉	
32	日赤奉仕団	澁谷 八代子	健康・福祉	
33	老人クラブ	上江 竹男	健康・福祉	
34	身体障害者福祉協会	澁谷 逸男	健康・福祉	
35	母子寡婦福祉会	寺谷 節子	健康・福祉	
36	遺族会	藤田 務	健康・福祉	
37	スポーツ推進員	渡辺 修	健康・福祉	
38	体育振興会	大橋 唯史	健康・福祉	
39	食生活改善推進協議会	野村 和子	健康・福祉	
40	子ども会育成協議会	西脇 憲治	教育・文化	
41	養老小学校	早崎 京子	教育・文化	
42	養老小学校PTA	野村 恵理子	教育・文化	
43	高田中学校	小野 真人	教育・文化	
44	高田中学校PTA	田中 正豊	教育・文化	
45	ようろう保育園	木村 真	教育・文化	
46	「親孝行と生涯学習を進める まち養老」町民会議推進員	貝 沼 義 一	教育・文化	

総務部企画財政課	鈴木 清 将	
公民館主事補	澁谷 多 加	

## 養老地域自治町民会議設立総会 次第

### 町民憲章朗唱

1. 開 会
2. 設立準備委員会委員長あいさつ
3. 議長選出
4. 議事録署名者指名
5. 経過報告
6. 議 事
  - 第1号議案 養老地域自治町民会議規約（案）について
  - 第2号議案 養老地域自治町民会議役員（案）について
  - 第3号議案 令和3年度事業計画（案）について
  - 第4号議案 令和3年度収支予算（案）について
7. 新会長あいさつ
8. 来賓あいさつ
9. 閉 会

養老地域自治町民会議設立に伴う経過報告

年月日	団体	内容
令和2年2月18日	区長会	地域自治町民会議設立に向けた協議を行う。
3月1日	区長会	養老地区住民に設立に関するお願い文書を回覧する。
3月23日	区長会	地域自治町民会議設立に向けた協議を行う。
6月22日	準備委員会	準備委員会役員及び事務局の決定
7月14日	準備委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治町民会議の組織の協議</li> <li>・自治町民会議の規約及び会計規定の協議</li> </ul>
7月21日	区長会	研修及び質疑応答（役場企画政策課より説明）
10月20日	区長会	進捗状況の説明
10月23日	準備委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会の協議</li> <li>・今後の日程について協議</li> </ul>
11月27日	準備委員会	地域自治町民会議専門部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修及び質疑応答（役場企画政策課より説明）</li> <li>・部会長及び副部会長の選出</li> <li>・課題の洗い出し</li> </ul>
令和3年6月11日	準備委員会	自治町民会議設立総会に向けた準備
8月24日	準備委員会	役員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立総会について協議</li> </ul>
8月27日	準備委員会	役員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立総会について協議</li> </ul>
11月5日	準備委員会	設立総会について協議
令和4年1月11日	準備委員会	役員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立総会について協議</li> </ul>
1月22日	準備委員会	養老地域自治町民会議設立総会

## 第1号議案

### 養老地域自治町民会議規約（案）

#### （名称）

第1条 本会は、養老地域自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

#### （目的）

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い養老地域を形成していくとともに、養老地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

#### （事務局）

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を養老町石畑484番地3 養老自治会館内に置く。

#### （活動の範囲）

第4条 自治町民会議の活動範囲は、養老地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

#### （構成）

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 養老地域内に在住及び在勤する者
- (2) 養老地域内の各区
- (3) 養老地域内で活動する団体
- (4) 養老地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

#### （事業）

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは養老地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 専門部会

2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

(役員)

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部会長 4名
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

3 監事は、理事会において推薦し、総会において決定する。

4 監事は、議決権を持たないが、理事会及び総会に出席して意見を述べるができる。

(役員の仕事)

第9条 自治町民会議の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 4 事務局長は、自治町民会議の事務及び事務局を統括する。
- 5 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その仕事をを行わなければならない。



(顧問の設置)

第 11 条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、理事会において推薦し、総会において決定する。

(会議)

第 12 条 自治町民会議の会議は、総会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第 13 条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は、原則として公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第 14 条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
  - (1) 地域まちづくり計画に関すること。
  - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
  - (4) その他、重要事項に関すること。

(理事会)

第 15 条 理事会は、役員及び理事で構成する。

- 2 理事会は、総会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 理事会は、専門部会から提出された案件について審議する。
- 4 理事会は、緊急を要する事項に限り、執行することができる。

- 5 理事会は、会長が招集する。
- 6 理事会の議長は、会長とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

#### (専門部会)

第 16 条 専門部会（以下「部会」という。）は、理事及び専門委員で構成し、総会及び理事会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の部会を置く。

- (1) 総務・商工部会
- (2) 防犯・防災・環境・美化部会
- (3) 健康・福祉部会
- (4) 教育・文化部会

- 2 部会は、部会長が招集する。
- 3 部会には、部会長 1 名及び副部会長 1 名を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長及び副部会長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

#### (会計)

第 17 条 自治町民会議の運営等に要する経費は、会費、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、理事会で決定し、総会で承認を得た額とする。
- 3 自治町民会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。
- 4 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

#### (会計監査)

第 18 条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第19条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置き、理事会の承認を経て、会長が任命する。
- 3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、会務及び会計を総理する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第20条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第21条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

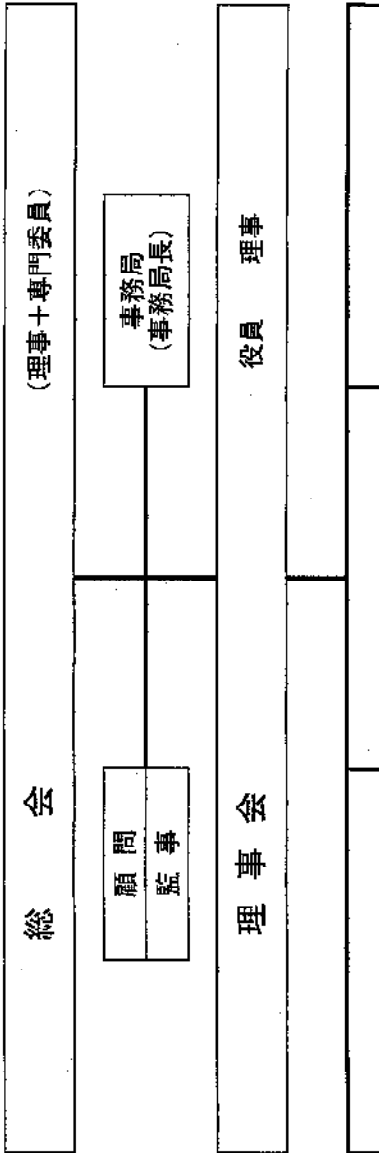
附 則

- 1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第17条第3項の規定に関わらず、総会で設立議決のあった日から令和4年3月31日までとする。
- 3 自治町民会議の設立初年度の役員及び副部会長の任期は、第10条第1項及び第16条第6項の規定に関わらず、総会で設立議決のあった日から令和4年3月31日までとする。

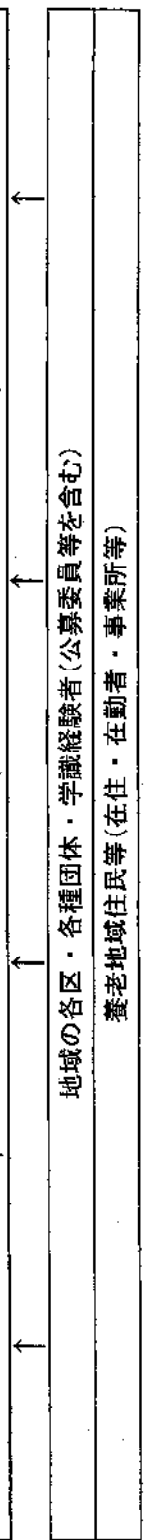
別表（第7条関係）

No.	団 体 名	選出人数		備 考
		理 事	専 門 委 員	
1	沢田上町区	3	1	
2	沢田下町区		1	
3	沢田本郷区		1	
4	桜井区		1	
5	五日市区		1	
6	上方区		1	
7	竜泉寺区		1	
8	喜勢区		1	
9	石畑区		1	
10	柏尾区		1	
11	柏尾新田区		1	
12	養老白石区		1	
13	養老公園区		1	
14	養老区		1	
15	新高林区		1	
16	京ヶ脇区		1	
17	明德区		1	
18	松栄町区		1	
19	公民館	1	1	
20	自治会館		1	
21	女性防火クラブ	1	1	
22	消防団第2分団	1	1	
23	鳥獣対策協議会	1	1	
24	交通安全協会		1	
25	商工会		1	
26	観光協会		1	
27	農業委員会		1	
28	農事改良組合		1	
29	J A西美濃養老中支店		1	
30	民生児童委員	1	1	
31	社会教育委員		1	
32	日赤奉仕団		1	
33	老人クラブ	1	1	
34	身体障害者福祉協会		1	
35	母子寡婦福祉会		1	
36	遺族会		1	
37	スポーツ推進員		1	
38	体育振興会	1	1	
39	食生活改善推進協議会		1	
40	子ども会育成協議会		1	
41	養老小学校		1	
42	養老小学校PTA		1	
43	高田中学校		1	
44	高田中学校PTA		1	
45	ようろう保育園		1	
46	「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」 町民会議推進員	1	1	
47	学識経験者	若干名		理事会において承認を受けた者

組織図(案)



安心・安全で住みよい養老地域づくり			
総務	防犯・防災	健康福祉	教育文化
広報活動 連絡・調整	防災・減災活動・交通安全 つくしい地域づくり	健康づくり・運動 スポーツ・レクリエーション 要保護者対策	生涯学習・青少年育成 三世交代流
区長会 公民館 商工会 観光協会 JA西美濃養老中支店 自治会館	消防団(第2分団) 女性防火クラブ 鳥獣災害防止対策協議会 区長会 交通安全協会 農業委員会 農事改良組合	体育振興会 老人クラブ 区長会 民生児童委員 社会教育委員 日赤奉仕団 食生活改善推進協議会 身体障害者福祉協会 母子寡婦福祉会 遺族会 スポーツ推進員	「親孝行と生涯学習を進めるまち 養老」町民会議推進員 子ども会育成協議会 高田中学校 " PTA 養老小学校 " PTA ようろう保育園



養老地域自治町民会議役員名簿

役 職		氏 名	団 体 名	備 考
会 長				
副 会 長				
副 会 長				
専 門 部 会 長	総 務 商 工			
	防犯・防災 環境・美化			
	健 康 福 祉			
	教 育 文 化			
事 務 局 長				
監 事				

令和3年度 養老地域自治町民会議事業計画（案）

時期	事業内容	
	事業・総会・理事会	専門部会
1月	○ 設立総会	
2月		○ 専門部会 ・アンケート調査の協議 ・来年度事業計画について ・来年度予算について
3月	○ まちづくり計画に伴うアンケート調査の実施  ○ 理事会 ・総会について ・来年度事業計画について ・来年度予算について ・まちづくり計画案の検討	○ 専門部会 ・まちづくり計画案の検討 ・来年度事業計画について ・来年度予算について

※ 必要に応じて役員会等を開催する。

※ コロナウィルス感染症の状況によっては変更する場合があります。

## 令和3年度 養老地域自治町民会議収支予算書(案)

## 収入の部

(単位:円)

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1. 交 付 金	198,000	0	198,000	設立交付金 100,000 円
				地域まちづくり計画策定事業費 73,000 円
				事務局運営費 25,000 円
2. 諸 収 入	900	0	900	利息ほか
合 計	198,900	0	198,900	

## 支出の部

(単位:円)

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1. 報 償 費	10,000	0	10,000	講師謝礼 10,000円
2. 需 用 費	83,800	0	83,800	
1. 消 耗 品 費	50,000	0	50,000	アンケート用紙、封筒 事務用品等
2. 食 糧 費	10,800	0	10,800	理事会時お茶代 @90円×10人×3回=2,700円 専門部会 @90円×45人×2回=8,100円
3. 印 刷 製 本 費	23,000	0	23,000	会議資料等印刷代 3,000円 アンケート用紙、返送用封筒等印刷代 20,000円
3. 役 務 費	60,100	0	60,100	
1. 通 信 運 搬 費	60,100	0	60,100	会議案内等送料 @84円×120人 アンケート用紙回収送料 50,000円
4. 負 担 金	30,000	0	30,000	鳥獣被害防止対策協議会負担金
5. 予 備 費	15,000	0	15,000	
合 計	198,900	0	198,900	

・予算の流用及び予備費の充用は、会長専決事項とする。





## 養 老 町 民 憲 章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、清らかな  
水に恵まれた歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさととは、先人の  
たゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、力を  
あわせて未来につづく明るい町をつくります。

1. おはよう こんにちは と元気な声がわく町に  
しましょう。

1. 美しい自然の中で 力いっぱい働ける町に  
しましょう。

1. おとしよりが 豊かにくらせる町にしましょう。